官

55 14 5 年 5 月 20 日			/1 時日		П ТК				(9/1/20 94 9)												
費があること。	暴力団対策		[削る]		と。かまるこ	すっ	材の活用に	めの外部人	力創造のた	二十七 地域											
	する。 前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額と		する。	を活用する市町村にあつては、二、四〇〇、〇〇〇円)のいずれか少ない額と造に先進的な実績のある地方団体の職員又は組織として総務大臣が認めたもの	あるときは、その端数を四捨五入する。)又は五、六〇〇、〇〇〇円(地域力創一・〇をそれぞれ乗じて得た額(表示単位は千円とし)表示単位未満の端数か	五入する。)を、〇・五末	十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数	市町村にあつては○・五を、○・五以上○・八未満の市町村にあつては六分の	基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、財政力指数が○・八以上の	地域力創造のための外部人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の	E AからDまでに掲げるもののほか、定住目立圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	臣が調査した額	いて支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大	機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度にお	D へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療	算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	##	が大田か調査した独 C 定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の	における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総ポートに対する。	法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れ	B 定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益
貴があること。	果力団対策 指定	き。世界があること。	二十八消防		と。かるこ	要する経費	材の活用に	めの外部人	力創造のた	二十七 地域											

定住自立圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

定住自立圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の 事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の 算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

へき地保健医療事業実施計画に基づき定住自立圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

第定方法によつて算定した数又は前年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数が、総務大臣がにめる 算定方法によつて算定した数又は前年度の四月一日現在における非常勤消防団 員の数を超える市町村について、当該市町村が非常勤消防団員に対して支払う 報酬額として総務大臣が調査した額から当該年度の普通交付税の算定において 非常勤消防団員の団員報酬として基準財政需要額に算入された消防費の額を控 がして得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)に○・五を乗じて得た 額とする。)

する。
前条第一項第一号の表第三十二号に規定する算定方法に準じて算定した額と